

## 令和4年度 神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ 【新入生対象一部前倒し給付（5～6月申請分）】

- ・神奈川県では、私立高校生等の保護者の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「私立高校生等奨学給付金」を支給しています。
- ・通常申請の奨学給付金は7月から受付を開始し、1年分を一括給付しますが、令和4年度新入生のうち、希望される方は4月～6月分（年額の4分の1）を前倒しで受給することができます。
- ・7月以降受付を開始する通常申請でお申込みいただく場合は、1年分を一括給付します。
- ・7月～翌年3月分も受給を希望される場合は、後日（7月以降）別途申請が必要になります。
- ・申請書や詳しいお知らせは、在学する学校、神奈川県ホームページから入手してください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/syougakukyuuuhukinn.html>

※保護者…保護者とは、原則、親権者をいいます。親権者が不在の場合は、神奈川県または学校にお問い合わせください。

### 対象となる世帯

次のいずれかの世帯に該当すること。

- ① 令和4年4月1日現在、生活保護（生業扶助）を受けている世帯  
4～6月分の給付は令和4年4月1日現在の生業扶助の措置状況がわかる書類で確認し、7月～翌年3月分の給付は令和4年7月1日現在の生業扶助の措置状況がわかる書類で確認します。
- ② 保護者全員の申請年度の都道府県民税・市町村民税所得割額が非課税(0円)である世帯  
4～6月分の給付は令和3年度の課税証明書により確認し、7月～翌年3月分は令和4年度の課税証明書により確認します。

### 支給の条件

- ① 令和4年4月1日現在
  - ・保護者等が神奈川県内に在住していること  
※保護者等が海外在住の場合は支給対象外
  - ・生徒が新入生として高等学校等に在籍していること
  - ・生徒が高等学校等就学支援金、学び直し支援金、または専攻科支援金の受給資格を有していること
- ② 授業料以外の学校への納付金（施設整備費、PTA会費、生徒会費など）に未済がないこと  
（未済がある場合は、奨学給付金を未済に充てる旨の委任状（未済用）の提出が必要です。）

一部前倒し給付希望者対象です。  
給付金（年額）受給するには2回申請が必要です。

### 支給額

世帯区分		支給額（年額）		
		全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護（生業扶助）受給世帯の高校生等		52,600円		52,100円
都道府県民税・市町村民税非課税(0円)世帯	1人目の高校生等	134,600円	52,100円	
	2人目の高校生等	152,000円		

- ・前倒し給付によって支給する額（4～6月相当額）は、上記の表に4分の1を掛けた額になります。7～3月分相当額は7月以降に再度申請が必要です。
- ・申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、152,000円の支給額になります。  
ただし、複数の高校生等がいる場合には、1人目の高校生等は134,600円、2人目以降の高校生等は152,000円の支給額になります。（通信制又は専攻科の高等学校等に通う高校生がいる場合には、兄弟の順番にかかわらず、通信制又は専攻科の学校に通う高校生等は52,100円、通信制又は専攻科以外の学校に通う高校生等は152,000円の支給額となります。）

## 提出期限・提出先

提出期限 **令和4年6月30日（木）**（詳しい資料が必要な方は6月20日までに申出ください。）

提出先 法人事務局（中学高等学校西校舎4F）

〒231-8653 横浜市中区山手町88番地 / TEL 045-662-7037

- ・ ご希望の方は、お早めに申出ください。

## 支給時期

**令和4年8月末頃**を予定しています。

- ・ 令和4年6月30日までに申請された場合の支給予定日です。  
期限までに申請されても書類に不備があった場合は、不支給になることがあります。また期限後に申請された場合は、前倒し給付を行うことができませんので、ご注意ください。